

中山間地域等直接支払制度等に関する  
第三者委員会  
議事録

農林水産省 農村振興局 中山間地域振興課

# 中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会 議事次第

1．日 時：平成22年6月28日（月）15:30～17:08

2．場 所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

3．出席者：高橋委員長、浅野委員、市田委員、近藤委員、玉沖委員、  
藤山委員、村田委員、守友委員、山本委員、  
農村振興局長、農村振興局次長、農村政策部長、  
中山間地域振興課長、中山間整備推進室長、課長補佐（直接支払業務班）

## 4．議題

1 開会

2 議題

（1）平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について

（2）中山間地域等直接支払制度の第3期対策の概要について

（3）中山間地域等直接支払制度の特認基準について

3 閉会

## 5．配布資料

資料1 - 1 平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（概要）

資料1 - 2 平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

資料2 中山間地域等直接支払制度の第3期対策の概要

資料3 - 1 都道府県特認基準の追加・変更の概要

資料3 - 2 都道府県特認基準の追加・変更

参考資料1 中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会設置要領

参考資料2 都道府県特認地域及び特認基準（第2期対策、概要）

午後3時30分 開会

課長補佐 では、定刻でございますので、ただいまから中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会を開会いたします。

浅野委員、市田委員におかれましては、まだ見えられていませんが、先ほどご連絡をいただきまして、ほどなく到着されるということですので進めさせていただきたいと思っております。

では、委員会に先立ちまして、吉村農村振興局長からごあいさつをさせていただきます。農村振興局長 皆さん、こんにちは。農村振興局長の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ご出席の委員の皆様方には、お忙しい中をお集まりいただきまして大変ありがとうございます。後ほど詳しくご説明をしたいと思いますけれども、昨年の政権交代以降、審議会のあり方についても見直しをしてまいりました。その一環として、この委員会も、これまでは中山間地域等総合対策検討会ということでやらせていただいていたところでありましてけれども、今後技術的・専門的観点から中山間地域等の直接支払制度にご意見をいただく場として見直しをさせていただいたところでございます。

中山間地域等直接支払制度、もう既に10年実施をしてきておりますけれども、やはりこういった直接支払制度ということでもありますので、評価をきちんとするということが重要であることは言うまでもないと思っております。そういうことで、引き続きこの委員会は重要な意味を持ちますので、これまで委員を務めていただいた方々もいらっしゃいますし、新たに委員をお引き受けいただいた方々もいらっしゃいますけれども、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

中山間地域等直接支払制度でありますけれども、これはご案内のとおり、平場との生産条件の格差を是正する対策ということで、条件不利地域において必要不可欠なものと認識され位置づけられているところでございます。こういった認識のもとに、昨年8月に、この委員会の前身である検討会において取りまとめいただいた方向づけに沿って第3期対策の検討をし、この4月から新しい第3期対策としてスタートさせていただいているところでございます。現在、実際に各集落で協定締結に向けた集落の将来像、あるいは活動目標について話し合いが行われているところでありますけれども、特にやはり高齢化が進む中

で、どうやってこの地域の農業を守るために、この枠組みを活用していくかという観点から見直しの提言をさせていただいたところでありますけれども、そういう方向についてはおおむね現地においても好評だと聞いているところでございます。

こういったことを通じて、この中山間地域等直接支払制度が前期の対策以上の取り組みが行われ、実際に協定の対象になる農用地も、なかなか難しい課題でありますけれども維持し、さらには拡大をするということにつながっていくことを期待しているところでございます。

本日は、21年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況、それから3期対策の概要、さらに、この3期対策の中で府県の特認基準の申請がございまして、これについてご説明をさせていただき、ご審議をいただくということにいたしたいと思っております。委員の皆様方には、限られた時間の中でございますけれども忌憚のないご意見を賜りたく、その点をお願い申し上げまして私の冒頭のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

課長補佐 ありがとうございます。

申し遅れましたが、私、中山間地域振興課の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会としては初の会議でございます。従前から知己のある方もおられるとは思いますが、今回新たに委員となられた皆様方、あと農林水産省の出席者にも交代がありましたので、その方々から自己紹介をまずいただきたいと思っております。

それでは、高橋委員、藤山委員、山本委員及び中山間地域振興課長の順にお願いします。

高橋委員 石川県立大学の高橋でございます。今期からお世話になります。よろしくお願いいたします。

藤山委員 中山間地域研究センターの藤山です。また私も新たにお世話になります。よろしくお願いいたします。

山本委員 消費科学連合会の山本でございます。ふだんは聞きなれない言葉の会議に出席させていただいておりますので、きょうはまずは聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

中山間地域振興課長 中山間地域振興課長の小林でございます。本日は初めてといたしますが、1回目の会議でございますが、よろしくお願いいたします。

課長補佐 どうもありがとうございました。

本日の委員会につきましては公開で行っており、傍聴の方もお越しになっております。

また、資料及び議事録につきましては、すべて公開することとなっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで議事に先立ちまして、中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会の設置に関し、事務局から報告させていただきたいと思ひます。

中山間整備推進室長 中山間整備推進室長の志知でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうからご説明させていただきたいと思ひます。

中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会の設置でございます。参考資料1のほうに、この設置要領がございます。これにつきましては、先ほど局長のごあいさつにもございましたが、平成12年以来、中山間地域等総合対策検討会という形で中山間地域等直接支払制度や中山間地域等総合振興対策に係る事項についてご検討をいただいていたところでございます。昨年も本制度の今後のあり方について貴重なご意見を賜っております。

今回、本年1月に政務三役から、省内の勉強会、審議会について見直しの指示をいただきました。中山間地域等総合対策検討会につきましても、真に必要なものとするという観点から、そのあり方について検討いたしたところでございます。その結果、近年ほとんど審議いただかなかった中山間地域等総合振興対策に係る事項につきまして、これを検討事項から落とし、中山間地域等直接支払制度について有識者による技術的検討を行う勉強会として、今回この第三者委員会を設置することとしたところでございます。

委員会の内容についてでございます。この設置要領の1のところに目的とございます。この主要な点につきましてご説明させていただきます。

「中山間地域等における農業生産条件の不利を補正する目的で平成12年度から実施している中山間地域等への直接支払いについては、平成22年度から第3期対策が講じられているところであるが、今後とも広く国民一般の理解を求めていくことが必要であり、中山間地域等直接支払交付金実施要領第8に基づく中立的な第三者機関として『中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会』を設置し、交付金の交付状況の点検、事業効果の評価等について意見の聴取等を行うものとする」ということでございます。

次に、具体的な検討事項についてでございます。

1ページめくっていただいて、5の議事というところがございます。こちらのほうが検

討事項でございます。読み上げさせていただきますと、「委員会においては、次に掲げる事項を検討することとする。中山間地域等直接支払制度に係る交付金の交付状況の点検及び事業効果の評価、中山間地域等直接支払制度に係る都道府県の特認基準の調整等、その他中山間地域振興において技術的に検討すべき事項」、以上を検討事項としております。その他の点につきましては、以前の設置要領と同じ内容でございます。

今回の新しい委員会につきましても、今までの検討会と同様、本制度を運用していく上で欠くことのできない重要な位置づけを持つものと考えております。何とぞよろしく願います。

以上でございます。

課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、委員長の選出を行いたいと……

守友委員 ちょっと質問なのですけれども、前の委員会から今度の委員会にかわったと政務三役のほうで検討があったというのはよくわかりました。ちょっとお聞きしたいのは、5、議事、(1)ののところになるのですけれども、とは旧来の委員会からほぼ内容的に継承されていると思うのですが、のところの、この「技術的に検討すべき」の「技術的」というのは、一体どういう意味なのかということをお聞きしたいと思うのです。ここが少し変わったところかと思いましたが、どういう意味なのかということですが。

中山間整備推進室長 このところにつきましても、これと決めているわけではなく、点検や事業効果の評価や特認基準以外にも、また中山間地域の関係で専門的見地からご意見をいただくことがあろうかと思ひまして、その他という形で入れております。

守友委員 ありがとうございます。

課長補佐 ほかにご意見、ご質問はよろしいでしょうか。よろしければ進めさせていただきます。

委員長の選出でございますが、先ほど説明申し上げました本第三者委員会の設置要領の規定によりまして、委員長の選任は委員の互選によることとされております。この委員長の互選につきまして、何かご意見があればお願いしたいと存じます。

守友委員 特に意見がなければ、僭越ですけれども、私、農村計画とか、こういった問題で長年研究、教育されておられます高橋先生が、この委員長として最適ではないかなと思ひご推薦申し上げます。ほかの方がご賛同いただければ高橋先生でいかがかと提

案させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

村田委員 私も守友先生の意見に賛成です。高橋さんは中山間地域問題について高い見識を持っておられるので、私も推薦いたします。

課長補佐 ありがとうございます。

ただいま守友委員及び村田委員から、高橋委員に委員長をお願いしてはどうかとのご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

ご異議ないようでございますので、皆様の互選によりまして高橋委員が委員長に選出されました。

それでは、高橋委員には委員長席のほうにお移り願いたいと思います。

では、これからは高橋委員長に議事をお進めいただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

高橋委員長 並みいるベテランの先生方、たくさんおられる中で委員長というご指名をいただきまして、非常に重い責任を感じているわけでございますけれども、皆様方のご推薦をいただいたということで委員長を務めさせていただきます。皆様方のご支援、ご協力によりまして、この非常に重要な委員会、進めさせていただきたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、座ってやらさせていただきます。

それでは、中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催させていただきます。本日の会議につきましては、遅くとも17時30分をめでに終了したいと考えておりますので、円滑な議事の進行及び忌憚のないご意見のご提出をよろしく願いいたします。

なお、先ほど事務局からご説明がありましたが、本委員会の議事録、これは委員の皆様のお名前も記載されたものとなりますが、後日公開されますので、お含みおきをいただきたいと思います。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

課長補佐 皆様のお手元にお配りしました資料でございますが、内容の確認をさせていただきます。

まず、A4の1枚紙で3枚ほどつけさせていただいております。1枚が本日の議事次第でございます。2枚目が委員の方のお名前を書きました委員名簿でございます。3枚目が本日の配付資料の一覧ということになってございまして、こちらに沿いまして確認させていただきます。

最初に、資料 1 - 1 という四角囲みが表紙の右の上のほうにある資料でございますが、平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況（概要）というものでございます。

続きまして資料 1 - 2、平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況。

続きまして資料の 2、中山間地域等直接支払制度の第 3 期対策の概要。

資料 3 - 1、こちら A 4 横版になってございますが、都道府県特認基準の追加・変更の概要。

続きまして資料の 3 - 2、都道府県特認基準の追加・変更。

参考資料の 1 でございますが、先ほど事務局のほうからご説明いたしました中山間地域等直接支払制度等に関する第三者委員会設置要領でございます。

続きまして、参考資料の 2 としまして、A 4 横版の表でございますが、都道府県特認地域及び特認基準（第 2 期対策、概要）というものでございます。

最後に、藤山委員からご提供のありました生命地域宣言というカラー刷りのパンフレットをあわせて配付させていただいております。

以上、おそろいでしょうか。

とりあえずよろしいようですので、資料に不備等見つかりました場合は、恐縮ですが事務局のほうにおっしゃっていただければと思います。

以上でございます。

高橋委員長 よろしいでしょうか。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日は、お手元に配付されております議事次第にありますように、平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について、2 つ目に中山間地域等直接支払制度の第 3 期対策の概要について、それから 3 番目に、中山間地域等直接支払制度の特認基準について、この 3 課題を予定しております。順次事務局から説明をお聞きした上で、議題ごとにご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、議題（ 1 ）の平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

中山間整備推進室長 それでは、平成21年度中山間地域等直接支払制度の実施状況についてご説明させていただきます。資料 1 - 1 と 1 - 2 がございますが、1 - 1 の概要のほうに沿いましてご説明したいと思います。

それでは、1 ページをまずあけていただきまして、交付市町村数でございます。21年度

の交付金を交付した市町村数は1,008市町村でございます。これは20市町村、20年度より減っておりますが、市町村合併の影響でございます。対象農用地基準を満たす農用地を有する市町村1,090市町村の92%となっております。

続きまして、2の協定数でございます。平成21年度までに締結された協定数でございますが、2万8,765協定となっております。これは20年度に比しまして8協定の増ということでございます。新規のものが28協定できまして、それが統合や廃止の20を上回って8協定増えたという状況でございます。

続きまして、2ページの3のところでございます。交付面積でございます。平成21年度に交付金が交付された面積は66万4,000ヘクタール、正確に申しますと66万3,775ヘクタールでございます。687ヘクタール減少しております。これは北海道の草地で一部作付転換が起こった影響でございますが、率にいたしますと0.1%の減ということで、ほぼ横ばいという状況でございます。

交付面積の内訳でございますが、この下、のところでございます。基礎単価による交付面積、これが約13万7,000ヘクタール、体制整備単価による交付面積は約52万7,000ヘクタールということで、大体基礎単価が2割、体制整備単価が8割という感じでございます。

続きまして、その下が加算単価の面積でございます。規模拡大加算が2,800ヘクタール、土地利用調整加算、これは3,347ヘクタール、耕作放棄地復旧加算81ヘクタール、法人設立加算のうち特定農業法人が4,484ヘクタール、農業生産法人が2,393ヘクタールとなっております。20年度と比較いたしますと規模拡大加算が増加しておりますが、土地利用調整加算や法人設立加算については減少となっております。おおむね全体としてはほぼ横ばいという状況でございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして3ページのところでございます。、全国の交付面積率でございますが、これは82%となっております。これをそれぞれの地目で対象農用地に対しましてどれだけ交付されているかということを見ますと、田で80%、畑は少し低くなっておりまして65%、草地は90%、採草放牧地は84%となっております。

これを、下のところでございますが、交付基準別傾斜で見ますと、急傾斜が76%、緩傾斜が79%、高齢化率や耕作放棄地率が高いもの、これは29%、小区画・不整形が49%、草地比率の高い草地は90%、8法地域内特認、これは今沖縄だけでございますが、これは100%となっております。

続きまして4ページでございます。

交付金の交付総額でございます。全体で517億7,200万円となっております。これは数字にいたしますと1,900万円の減でございますが、もうほとんど昨年に比べて横ばいということでございます。

続きまして、その内容でございます。この5の協定の概要というところでございますが、1集落協定当たりの平均交付面積を見ますと、全国で23ヘクタール、これを内訳で見ますと北海道が791ヘクタール、都府県は12ヘクタールとなっております。また、1集落協定当たりの平均交付金額を見ますと、全国182万円、内訳としまして北海道は1,964万円、都府県は156万円となっております。なお、参加者数も参考までに申しますと、全国は23人、北海道が51名、都府県は22名という状況でございます。

続きまして、次の5ページでございます。ここからは協定の活動内容についてまとめております。

まず集落マスタープランの内容でございますが、集落マスタープランと申しますのは、集落の目指すべき将来像、またそれを実行するための活動方策や協定期間の目標を記載するということになっております。この集落マスタープランの最も多くの集落で採用したものといたしましては、ここの にございますが、集落を基礎とした営農組織の構築・充実、これが41%でございます。続きまして、ここの にございますが、核となる集積対象者の育成及び当該集積対象者への農用地の集積、これが31%となっております。あと、以下といたしましては、活力がある周辺集落との連携や集積対象者と集落内の高齢農家との有機的連携などが大体9%ぐらいという状況でございます。

続きまして、 の農業生産活動等の内容でございます。まずアの耕作放棄の防止等の活動、これは必須項目でございます。具体的にこれは何をしているのかということでございますが、農地の法面管理、これが77%でございます。続きまして賃借権の設定、農作業の委託、これが44%、鳥獣被害防止対策、これが40%となっております。

なお、この下にありますが、水路・農道等の管理につきましては、水路の管理が95%、農道の管理が99%、ほぼすべての集落で実施しているという状況でございます。

続きまして、多面的機能を増進する活動、これも必須事項でございます。これの具体的な内容でございますが、まず周辺林地の下草刈り、これが67%、景観作物の作付けが40%、堆きゅう肥の施肥、これは18%となっております。

続きまして6ページでございます。

農業生産活動等の体制整備、これはいわゆる通常単価に必要な活動ということでございます。まずアの農用地等保全マップの内容。この農用地等保全マップと申しますのは、将来にわたって適正に協定農地を保全していくために必要な内容というのを図面に落としていくというものでございます。その農用地等保全マップの主な内容といたしましては、農地法面、水路・農道等の補修・改良、これが81%、鳥獣被害防止対策44%、農作業共同化または受委託、これは23%となっております。

それから、イの地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動でございますが、これはまず A 要件 A 要件と申しますのは、生産性の向上や担い手の育成、多面的機能の活動などでございますが、これを選択した協定が1万2,120協定、B 要件、これは集落営農等の活動などでございますが、こちらを選択した協定が1,279協定となっております。A 要件のうち多いものとしたしましては、機械・農作業の共同化が58%、多面的機能の持続的発揮に向けた非農家・他集落等との連携が57%、認定農業者の育成が30%、担い手への農作業の委託が23%でございます。B 要件は集落を基礎とした営農組織の育成が51%、担い手の集積が49%という状況でございます。

続きまして、最後でございますが、7ページをごらんください。

交付金の配分割合でございます。これは全国で共同取組活動への交付金の配分割合は57%、個人配分が43%となっております。平成20年度とほぼ同様でございます。また、これを共同取組活動の配分割合を集落協定数で見てもまいりますと、50%以上75%未満、これを共同取組活動に充てているものが1万9,528協定、69%、これが大半を占めております。また、すべて共同取組活動に配分している協定は3,685協定で13%、共同取組活動に配分せず、すべてを個人配分としているもの、これは411協定ございまして約2%となっております。

なお、8ページ以降につきましては、都道府県別の実施状況、また優良事例、2期対策の概要についてつけております。また後ほど時間があればごらんいただければと思います。

21年度の実施状況の概要につきましては以上のとおりでございます。また、詳細につきましては資料の1 - 2にまとめております。なお、この実施状況につきましては、6月22日に公表しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご報告を踏まえまして、ご質問やご意見ありましたら、どうぞご

発言をお願いいたします。どなたかおられませんか。

近藤委員 ご説明ありがとうございます。数字の概要は大体わかりました。それで、21年度が2期対策の最後の年なので、この数字から、この5年間の傾向というものは見られるかどうか、ちょっと教えてもらいたいのですけれども。

というのは何を聞きたいかという、現場で聞いていても、協定を維持していくのが大変だと。毎年年をとっていく。これからも続けられるかなという声は非常によく聞いたと思うのですよね。だから、その高齢化のところ、例えば2ページの交付面積の体制整備単価、この数字だけからではちょっと傾向がわからないのですけれども、ここが落ちているというのは、なかなかこの5年間、最後のほうになると高齢化で踏ん張り切れないうところが出てきているのかなというような気がしないでもないのですね。そういうことも踏まえて、いわゆる高齢化から生じている現状の分析というのは、この一連の数字の中から何か言えるのでしょうか。

中山間整備推進室長 今のご質問でございますが、基本的に、ご存じのとおり、2期対策は5年間行うということで続けておりますので、この21年度まで見ましても大体横ばいということで、現地に行っても、まずこの協定期間を頑張るといことですので、なかなか数字自体を見ると、あまり傾向としてどうという感じではなかったかと思えます。

ただ、言われたように協定数を見ますと、若干ではございますが体制整備単価が減って基礎単価が増えているところがございます。パーセントにすると非常にわずかなものなのですが、この要因といたしましては、1つは、やはり高齢化が進んで、最後の年どうしても踏ん張り切れなかったというところがあるのかなという感じがいたしますが、何分数字として大きなものになっておりませんので、そういうところも出ているという、そういう感じかなと思っております。

高橋委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

藤山委員 ちょっと関連しての質問なのですが、この資料というよりも、今の近藤委員の質問にも関連してなのですが、担い手の高齢化というのは、私、多分中山間の集落に住んでいる、もしかしたら唯一の委員かもしれないですけれども、ひしひしと感ずるところで、この10年間どれだけ顔ぶれが変わったかなという、それほど大きく変わっていないところも結構多いのではないかと思うのですね。これは全国的な調査になっていないと思うのですが、サンプル的にでも、担い手像というのが、この5年、10年でどのくらい変わ

ったかのようなことがつかめていらっしゃったら、ぜひご紹介いただければと思いますが。

中山間整備推進室長 今のご質問にきっちり沿ったデータだと難しいのですが、私の覚えている範囲では、この中山間直接支払いの協定の全員ではなくて役員の年齢というのは5年ごとにとっておきまして、それが1期対策に比べて2期対策というのは、ほぼ5年そのまま上昇しているわけでございます。したがって、おっしゃるように、やはり役員というのは基本的にはどちらかという割と若手で頑張るような方がされていると思いますが、そういう方々が余り変更せずに、そのまま持ち上がったのかなと思っているところでございます。

高橋委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、特にご意見ございませんようですから、次の議題に進ませていただきます。

2つ目の議題は、中山間地域等直接支払制度の第3期対策の概要についてでございます。

それでは、事務局からまた説明をお願いいたします。

中山間整備推進室長 それでは、中山間地域等直接支払制度の3期対策の概要、資料2に沿いましてご説明させていただきます。

冒頭でございますが、先ほど局長からのごあいさつにもありましたが、この3期対策をまとめるに当たりましては、昨年皆様からご意見をいただきまして、今後のあり方に沿った形で予算要求を行い、おおむねその方向で実現したものと思っております。

それでは、資料の中身でございます。

まず1ページをおめくりいただきまして、中山間地域等直接支払制度の概要でございます。これにつきましてはもうご承知のことと思っておりますので、これは省略させていただきます。2ページの2期対策からの見直し内容のほうをごらんください。

2期対策と3期対策の変更点をまとめております。これの赤のところは今回追加したところでございます。青のところは2期対策から削られたところということでございます。上のほうから順にご説明いたします。

まず、ここの上のところの体制整備単価の活動内容でございます。従来ございました、このA要件、B要件とありましたが、今回3期対策、ステップアップ型というものと、その下、集団的サポート型という形に分かれております。このステップアップ型につきましては基本的に従前のものを受け継いでおりますが、この中の従来、  
、  
の中から2つを選ぶという形で細分化してございましたが、それを結合しております。また、詳しくは後

で詳しい資料が出てまいりますので、それに沿った形で説明いたしますが、基本的には生産力強化という観点から、若干その要件内容を見直しております。

続きまして、その下の集団的サポート型でございます。これも後ほど資料がございますので詳しくご説明いたしますが、まずは高齢農家も安心して制度に参加できるよう共同で支え合う仕組みを集落で取り決める。これを取り決めていただければ、この単価といたしまして、8割単価と同じ内容の活動をいただいても通常単価を交付するという内容でございます。

それから、その下、 の加算措置でございます。この赤のところでございますが、小規模・高齢化集落支援加算というものを新設いたしました。これも後ほど資料を別につけておりますが、簡単に申しますと、小規模・高齢化集落というところの農用地を隣接する集落と一緒に協定の中に取り込んでいただいた場合につきましては、この小規模・高齢化集落の農用地面積に応じて加算をするということでございます。なお、従来ございました耕作放棄地復旧加算につきましては、ステップアップ型の要件のほうに同内容のものを入れましたので、それに依りてこれは廃止しております。

それから、この下の 、一団の農用地要件のところでございます。ここも赤でございますが、農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる場合は、1ヘクタール未満の飛び地等でありましても、まとまって1ヘクタール以上あれば一団の農用地として取り扱うことができるとしております。従来はまとまって1ヘクタール、原則としてなければならなかったのですが、そこを飛び地が集まったところで1ヘクタール以上あればいいという形で緩和しております。

それから、免責事由、 のところでございます。これは今まで要望がありました農業後継者の分家住宅への転用等、自己施工による農道・水路への転用というものも免責事由に追加しております。

それから、 受給額の上限100万円のところでございます。これは今まで役員報酬・共同活動の日当も含めて全部で上限100万円としておりましたが、これも地域の要望を踏まえまして、役員報酬や共同活動の日当については、この100万円の受給額とは別にするという形で見直しをしております。

続きまして、3ページをごらんください。3ページと4ページは、先ほどご説明いたしましたステップアップの要件につきまして、今回のものと2期対策のものとを比較しております。

まず大きなところから申しますと、先ほども申しましたが、今まで右側の2期対策では生産性、収益向上、担い手育成、多面的機能の発揮という形でA要件の中で3つ、それぞれ大きな項目がありまして、その中からどれか1つずつを選ぶという形で2つ以上必要としておりました。今回はA要件のところはもうすべてまとめてありまして、この中からどれでも2つを選べばいいという形で簡素化しております。

それから、内容でございますが、従来多面的機能の発揮という形でありましたが、その中の一部を見直しました。生産性の向上、生産力の強化を図るという観点から、新しく協定農用地の拡大といたしまして、今まで耕作放棄地だったところを復旧するなど協定農用地を拡大していただくこと、また農業生産条件の強化につきましても、自己施工で改良をしていただいたところにつきましては要件に入れるということで見直しを図っております。

以上が通常単価の交付要件の見直しでございます。

続きまして、5ページをごらんください。集团的サポート型につきましては、絵を使いましてご説明させていただきたいと思っております。

これにつきましては、この上のほうの図が今までの協定のイメージとしてはあるのですが、やはり高齢者の方から、吹き出しで書いてありますが、それぞれ自分の耕地は自分で耕すという形ですので、将来的に自分ができるのかどうかという意味で不安を持っているというものでございます。一方、若い担い手の方からは、自分のところ以外にまだ余力があると。例えばそのような状況の集落であった場合、今回のこのC要件、集团的サポート型というものは、この担い手の方、もしくは協定外の作業組合とかNPO法人とか、だれかが耕作できなくなった場合に代わりに耕作をする取り組みを行っていただければ、通常単価という形で単価のアップを図ろうというものでございます。

この下の図が、その取り組みを結んだ後の図ですが、高齢者の方からすると、もし自分ができなくなって耕作放棄地が出た場合、協定の交付金を返還するということになりますので、この取り組みを結んでだれかがやってもらえれば、そういう心配がなく安心して参加できるということが大きなメリットではないかと。それで作業につきまして一部任せて自分のできることをやっていただくことをこの集团的サポート型でねらっております。

続きまして、次のページをごらんください。6ページでございます。

こちら、小規模・高齢化集落支援加算の新設でございます。この一番下のところ、赤字で書いているところでございますが、小規模・高齢化集落支援加算といたしまして、近隣集落が小規模・高齢化集落の農用地を協定農用地として取り込んだ場合に、当該集落の農

用地面積に応じて加算するという事で、田で10アール当たり4,500円、畑で1,800円という単価になっております。なお、小規模・高齢化集落と申しますのは定義がございまして、高齢化率が50%以上、農家戸数としては19戸以下となっております。

これにつきましても、次のページ、7ページで図をつけております。これは、上の山のほうにある小規模・高齢化集落を近隣の支援元集落が取り込むことによって一体として協定とすると。それで、この小規模・高齢化集落のところの農用地分については加算手当を出し、支援元集落から小規模・高齢化集落のほうに応援に行っていて、農地を何とか守っていただくことを考えております。また、支援元集落のほうも、これを取り込むことによって交付金が増加することで、ここの図に書いてありますが、例えば新しいブランド米として売り込むとか、何か新しい活動をすることができるのではないかとということで、お互いにメリットを生かしていただければと思っております。

続きまして、8ページをごらんください。

これは団地要件の緩和についての絵でございます。ここの下のところの絵につきましては、これは今まで、原則として1ヘクタール以上まとまった農地がこの協定に入るときに必要だったわけですが、3つばかり例外措置がございました。例えば耕作者や農作業受委託が重複するとか、同一の生産組織により行われている場合の例外措置はありましたが、原則として1ヘクタール以上必要だったと。今回の見直しは、こういう例外措置ではなくすべてのところで、とにかく1ヘクタール以上を確保していただければ協定として成り立つことは可能だという形で見直しを行っております。

次は9ページでございます。

ここは先ほど申しました免責事由の追加と、農業者の受給額の上限100万円でございます。これにつきましては先ほどご説明したとおりでございますので、中は省略させていただきます。

また、10ページでございますが、交付事務の流れでございます。

現在、集落で協定の話し合いをしていただいているのではないかとと思っております。それで、それぞれの集落で協定ができた場合、ここの市町村のところにございますが、協定を認定していただき、それを交付金の交付申請という形で市町村から県、県から国という形を出していただき、それをまた国のほうから交付金の交付決定通知という形で県、市町村という形で流れてまいります。その交付金の決定通知の後、交付金の概算払い請求というのを市町村のほうでまた出していただきまして、それに基づきまして交付金の概算払い

というのをできるようにしております。また、概算払いした場合につきましては、真ん中にございますが、交付額に不足がある場合については追加交付申請により調整するという形でございます。

続きまして、最後、11ページでございます。申請手続の流れについてご説明させていただきます。

通常ですと、協定の提出期限は6月30日となっておりますが、今年は3期対策の初年度ですので、通常よりもやや期限を遅らせております。協定書の提出期限につきましては8月31日、市町村の協定認定期限につきましては9月30日、実施状況の確認期限につきましては10月31日としております。なお、この期限に間に合わない場合につきましても、都道府県への届け出によって期限の延長が可能ということにしておりますので、一つでも多くの協定がこれでできればと思っております。

説明は以上でございます。

高橋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。どなたからでも結構ですが。

市田委員 遅れてしまいまして、失礼しました。

今ご説明いただいた資料の5ページの、3期対策で新しく加わったC要件というものについて、少し詳しく伺いたいと思います。これは、例えば地元の方は高齢者ばかりになって、作業の助っ人としてボランティアとかNPOとか、この図の右下のほうで協定外とされている人たちが来ることを想定しているようです。この人たちは地元の人ではないので、つまり農地の所有とは関係ないということで協定外になるのでしょうか。

中山間整備推進室長 今回の集団的サポート型というのは、そういう高齢者が耕作できなくなった場合、協定に入りにくいというような話がありましたので、そこをサポートしていただくということを第一の観点にしております。ですから、そのところがきちんとサポートいただくような方であれば、ここの左側にあるように協定内のどなたかの農業者の方でも結構ですし、もしくは、協定には今入っていないけれども、そういう場合にちゃんと駆けつけてサポートするとか、もしくは、例えば市民農園とかで一時来ているけれども、何かあるときには一緒にやるとか、協定の中と外を含めて対象としております。できればまた外から新しい方が入ってくれば、より望ましいのかなということも思っております。

以上でございます。

高橋委員長 よろしいでしょうか。

市田委員 この外部の人たちについては、継続的に来るといような条件が付記されているのでしょうか。

中山間整備推進室長 この場合、取り決めを行うことで、協定の中のどなたかの農用地が耕作できなくなった場合、そこの協定でサポートするという方が来ることになるので、一時的なものではないと思っております。したがって、何かあればそこに継続的に来ていただいてきちんと耕作するという約束のできる方がこの取り決めに入り、通常単価をお支払いするということですので、そこは一時的とか臨時的ということではなく入っていただく方ということで限定するのかなということでございます。

守友委員 今の市田さんのご意見、これ、3期対策の中に入れた、かなり要の部分ですよ、このC要件というのが入ってきて。私も前のときから委員をやっておりますので、これは現場を見ていて大事だなと思ひまして、こういう案に賛成という立場でやったのです。その後、農政局を通じて県などに説明しているかと思うのですけれども、そのときの反応といいましょうか、これからのことでもありますので何とも言えないのですけれども、行けそうだという反応が強いのか、果たしてどうかなという……。これはまだこれから始まるのであって何とも言えないのですけれども、感触的にはどうなのでしょう。その辺、あくまでも感触で結構なのですか。

中山間整備推進室長 まだ数字では上がってきておりませんが、我々が全国に普及推進活動をしておりました際に各県から聞いている範囲では、この集団的サポート型は非常に地元では反応、評判がいいと聞いております。やはり高齢者の方がこれから5年間できるかというときに、こういう新しい制度ができて、なおかつ単価もアップするというのであれば、もうちょっと頑張りたいというふうな声も聞いておりますので、是非これから伸びてほしいと期待しております。

守友委員 今と関連して、室長からのご説明どおりですし、またそうなってほしいと思っております。ただちょっと現場を歩いてみますと、集落のところによくわからないという声はまだあるのです。これ、いきなり国から集落へという形にはならないと思うのですけれども、機会がありましたら繰り返し繰り返し、こういう新しい制度になったので、できる限り使いやすくしているのだというところを機会を見つけてご説明いただければ、現地の人たちも安心するのではないかと。制度がいろいろ複雑でございますのでわかりにく

いところがあるので、その辺、機会があれば県とか市町村レベルへ周知徹底するというのを、まだ締め切り前でございますのでお願いしたいと思っております。

高橋委員長 十分なPRをよろしく申し上げますということでございます。

ほかには。

村田委員 守友さんと全く同じ質問を、次の6、7ページの、いわゆる小規模・高齢化集落支援加算についてします。現場で今どのように受けとめられているかということ、教えていただきたいと思えます。

中山間整備推進室長 この小規模・高齢化支援加算も同じように、それぞれの地域に回って聞いてみた状況でございますが、県、市町村からの感触ですとなかなか難しいところが多いかなという状況です。小規模・高齢化集落に隣接するところも、やはり相当程度高齢化が進んでいるところが多く、自分のところだけで手いっぱい、よそまで手伝いに行くというのは難しいところが多いようです。ただ、一部では、例えば昔から親しい人がいるようなところとか、あとは、結構単価としては大きなものになりますので、小規模・高齢化集落を取り込んで新しい取り組みをやってみたいという意欲を示しているところもあると聞いておりますので、そういう形で少しでも使っていただければと思っております。

近藤委員 今の村田さんのところなのですからけれども、私もちょっと細かいことですが、何でも教えてください。これ、隣接小規模・高齢化集落支援加算ですね。基本的には賛成なのですが、隣接という意味は、これは厳密に隣接しているという、そういう趣旨でいいのでしたか。それとも、ある程度の範囲内で実質隣接みたいな、その幅があるのでしょうか。隣接しているという意味を確認したいのですけれども。

中山間整備推進室長 この小規模・高齢化支援加算に入ると、同じ協定ということになりますので共同で作業することが出てくるわけです。したがって、厳密に隣接するわけではなくてもいいのですが、同じ場所において作業をしていただくということから、その周辺になるものと考え、代表して隣接集落と申し上げております。同じ協定で結んでいただくということで、必ずしも隣接していなくても結構でございます。

近藤委員 そうすると、理屈上は隣接していなくてもいいわけだから、幾つかの中心のところがあって、ばらばらと山のほうに何軒かあるということになります。その場合、恐らくそうすると、実施状況確認のときの行政コストというのは、多分飛躍的にでもないのだけれども、相当市町村は上がるのではないかなという気がするのですが、そのあたりの市町村の反応というのは何かありますか。

中山間整備推進室長 市町村から確認作業が増えるという話は聞いたことがございません。恐らくこれは私の考えなのですが、基本的にこの小規模・高齢化集落に入るようなところは今までもやっていて、今後続けるのが難しいというところが多いのではないかなと思います。そうすると、今までも市町村が行って確認していたわけなので、確認作業は余り変わらないのではないかなと思っております。

村田委員 これはむしろ局長に伺うことなのかもしれません。今の小規模・高齢化集落対策ですけれども、これは中山間直払いの枠の中で小規模・高齢化集落対策を位置づけているわけですけれども、中山間直払いとは別に、独立した小規模・高齢化集落対策を検討しているのかどうか。しているとすれば、それは今、どういう見通しなのか。やはりこの中山間直払いの枠内で、こういういわゆる限界集落対策をやるのか。それとも中山間直払いから離れてというのですか、分けて単独の限界集落対策というのを考えようとしているのか。そのあたりのお考えを教えてくださいたいと思います。

農村振興局長 まず、中山間直接支払いの文脈でいうと、2期対策のときにも小規模・高齢化集落で似たような仕組みを講じていたわけですけれども、ただ、そのときにはなかなか出ていくほうにもメリット感がないというようなことで難しかったので、この対策自体は中山間の直払いの中に入れ込む。そして支援する側の集落も、それから当然小規模・高齢化集落にとってもメリットがあるような形で、今回仕組みをさせていただいたわけです。ただ、村田委員のおっしゃった点は、こういった営農面の対策だけではなくて、小規模・高齢化集落については、生活面についても非常に今後暮らしていく上で、例えば今までであったお店が撤退してしまったとか、あるいはバス路線がなくなってしまったとか、そういう問題が生じていて、それをどのように対応していくのかということであります。これについては昨年来、そういう課題が全国各地にあるということで、我々もそれを実際現場でどういう形で解決をしているのか、あるいは解決をしようとしているけれども、どんな課題が今あるのかということをお勉強しながら検討を進めているところであります。ただ、これはなかなか農林水産省だけでやれる仕事ではないので、そういう勉強をしながら、当然そういう取り組みをしている地方公共団体の意見を聞き、また各省連携もしながら今検討しているという状況です。

藤山委員 今の局長さんのお答えも含めて、関連の現場の状況をちょっとご紹介したいと思います。1つは、今回平成の大合併後5年たちまして、かなり非常に私どもが心配しているのは、合併したと同時に、またどんどん市町村職員も減ってしまっていて、どれほどき

めの細かい対応ができるのかというのは非常に懸念しているところであります。2つ目は、今回の直払いであり農政のテーマというのは、次の世代が本当に地域に入ることです。農地一筆マップをつくってシミュレーションしていますが、大体75歳以上の耕している耕地の割合が、大体今の1、2割、あるいは3割いったところから、4、5、6割程度に急にはね上がるというのが、この5年間の予想でございます。大体我々のシミュレーションでは、人口の1%ぐらいを新たに担い手として入れないとたない。逆にそういう次世代を入れて、しかもこの直払いをうまく広域でまとまって活用すれば、営農収支が黒字となりうるといったシミュレーションもあります。

3番目としましては、各集落ばらばらでは、そういったストーリーはほぼ不可能でございまして、いかに広域で、いわば小学校区、あるいは昭和の旧村あたりでそういったマネジメントをする人なり組織をつくるのかというのが非常に重要だと思っています。島根県では、センターのいろいろな社会実験も踏まえて、地域マネージャーという、小学校区とか昭和の旧村あたりにそういった地域の切り盛り、つなぎ役の人を配置して、農業に限らずコミュニティの底力を維持していこうという取り組みをやっていきます。そうしたモデル地区の中には、今回の協定ぐらいから、小学校区ぐらいの広域連携で集落協定を結べないかという模索が今年度始まっています。

それから、NPOなどで、農業補助金会計の代行等や後方支援等も行うような動きも始まっています。いわばそういう地域マネジメント法人みたいなものをやはり一方では、先ほどの村田委員のご指摘ではないですが、しっかりやっていくことが大事だと考えます。逆に、直接支払いというのは非常に柔らかい使い方ができますから、それでコミュニティの力全体をきちんと維持しておくことが、農業を広域で支えるようなところへまた力をフィードバックするような流れをつくりたいと感じています。地域マネージャーとか、あるいは総務省さんのほうでは集落支援員の配置も始まっていますが、そういったものをうまく使って、地域マネジメント法人をつくっていくような方向にぜひステップアップできないかなということを非常に期待しているところでございます。

以上です。

高橋委員長 どうも、貴重なご意見ありがとうございました。

ほかには。

玉沖委員 単純に質問なのですが、5ページで示されているC要件についてなのですが、非常にこれの効果が出ればいいなと期待しているのですが、この中で協定

外の作業組合やNPO法人などに委託できるということになっているのですが、これは委託費用が総額の幾らでなければいけないとかというような、何か上限だったり規定みたいなものが示されているのかどうかということが、あるのかないのか含めて教えていただけますでしょうか。

中山間整備推進室長 これにつきましては、特に国で定めるということはありません。こういう委託に伴って何か費用はあるかもしれませんが、それぞれの地域によって非常に多種多様だと思いますので、それぞれ地域ごとに定めているのではないかなと思います。

玉沖委員 もしかしたら都道府県によって定められるところが今後あるかもしれないでしょうか。

中山間整備推進室長 恐らく、まず事実関係としましては、都道府県なり市町村にしましても、委託費を一律に決めるというのは聞いたことはございません。やはりその地域の状況に応じて、まさに集落とそのNPO法人なり作業組合のほうで話し合いをしているのではないかなと思います。

高橋委員長 よろしいでしょうか。

浅野委員 1つ質問ですが、私、中山間地域等直接支払制度というのは、きめ細かな制度設計をされた上に、社会実験的にどういうふうにしてこの制度がきいているかというのを常に確認されているという意味で、未来の政策のつくり方としてとても重要なやり方、ステップを踏んでいると思うのですが、その観点から、今少し議論になっております小規模・高齢化集落支援加算に対して、その単価を決めた根拠みたいなものはどこに求めるのか。あるいは、基本的な考え方というのはなにか。概要を少し教えてください。

中山間整備推進室長 この小規模・高齢化支援の加算の単価でございますが、大まかに申しますと、モデルケースといたしまして、この集落の支援元から小規模・高齢化集落のほうに耕作なり作業をしに行く場合をモデルケースから抽出いたしまして、その場合にかかる費用というのを示しております。そのかかる費用から、この協定を結ぶことによって当然、小規模・高齢化集落の協定分も入ってくるわけですが、その小規模・高齢化集落の交付金を半分にいたしまして、半分は地元に残す。半分は手伝いに来た人に出す。半分出してもなおかつ足が出る部分があるということで、足が出てはわざわざ応援に行かないだろうと。したがって、その足の部分というところは、ここの加算という形で手当てしないとだめだろうなという考え方でこれを出しております。

浅野委員 基本的にはそういう考え方でいいと思うのですが、単価が複数ありますよね、急傾斜、緩傾斜。それぞれの効果が一体マクロ的にどうなのかというのを少し検証してみる必要があると思います。例えば、単価の差によってどれくらい守れる農地の面積が変わるのか、そういう情報は今後 私、直接支払いというのは農政で非常に大きな政策手段の一つとなると思います。だから、そういう意味では単価がどう効くのかという、単価に対する感応性というのをやはりきちんと押さえておかないと、場合によってはとても大きな財政口スになる可能性もあるので、今回こういう新しい単価が入ったということを契機に、ぜひそのあたりの検証をお願いしたいと思います。また、地域がそれに賛成して、予想通りたくさんこの制度に乗っかってくれるかどうかは制度の一つの試金石になるわけですが、制度の成果と単価との対応を確認し続けるという姿勢はぜひとっていただきたいと思います。

以上です。

高橋委員長 どうもありがとうございました。この委員会の任務といたしまして、さっきご説明がありましたが、事業効果の評価という点まで含めておりますので、今ご指摘のあった点については、今後また事務局のほうで資料等をお願いしたいと思います。

ほかにどうぞ。よろしいでしょうか。

市田委員 今回提示していただいたのは、基本的に中山間直接支払制度の変更点であって、この間、戸別所得補償ですとか、減反の問題だとか、いろいろ制度的に変わった面があると思うので、そのあたりとの関連というのはどうなっているのでしょうか。2期対策までは減反の要件を満たさないと協定を結ぶことはできないということがあったのですが、3期対策の場合コメの生産調整との関係はどのようになっているのでしょうか。

中山間整備推進室長 生産調整については、この資料からは抜けておりましたが、今回政務三役の指示で、基本的にほかの施策とは関連させないという指示がございました。したがって、それに基づきまして、この中山間直接支払制度につきましても、生産調整については関連させないという形で整理を行っております。

高橋委員長 よろしいでしょうか。ほかはよろしいでしょうか。

それでは、特にございませんようですから、3番目の議事に移りたいと思います。

議題の(3)は、中山間地域等直接支払制度の特認基準についてでございます。また事務局からご説明をお願いいたします。

中山間整備推進室長 それでは、都道府県特認基準の追加・変更の概要、資料3-1に

基づきましてご説明させていただきます。

まず都道府県の特認基準についての趣旨でございます。これにつきましては、1のところで記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

「本制度においては、その交付金の対象地域及び対象農用地の基準（通常基準）として、特定農山村法等の地域振興立法の指定地域における傾斜要件等を満たす農用地を定めている。これに加えて、中山間地域等における地域の多様性に配慮し、地域の実態に応じて、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域及び通常基準に準ずる基準（特認地域、特認基準）を都道府県知事が定めることとしている」。

これを図にしたのが右側のものございまして、対象地域及び対象農用地に係る制度の仕組みというものになっております。この右側の図のやや左側、対象地域という青いところがあるかと思えます。これが地域のほうでございまして、現在地域振興立法8法と申しておりますが、ここにあります特定農山村法、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法等々地域を限定して、そこに振興措置を図るという法律がございます。そこは地域を指定しておりますので、対象地域としまして、本制度もまずこのところを対象としております。

それに加えまして、この右側の対象農用地というのがございます。ここの地域の中で、この対象農用地、すなわち急傾斜や自然条件により小区画・不整形な田、草地率の高い草地などの要件を満たすことによって交付対象としているところでございます。これがいわゆる通常の基準というものでございます。今回ご説明しております特認地域につきましては、これの下側でございまして、対象地域のほうですと、この下の特認地域というものがあります。これは8法の地域外ではありますが、地域の実情に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域で、8法の地域外でも条件不利なところについては都道府県知事が指定することによって対象としようというものでございます。これは一応国で参考となるようにガイドラインを定めておりまして、ここの例のところでございますが、8法の地域外ですが、これら地域に接する農用地とか農林統計上中山間地域といったものをガイドラインに挙げております。

それから、右側の対象農用地のほうも同様に特認というものがございまして、通常基準に準ずるものとして知事が定める基準となっております。これは8法地域内は沖縄及び鹿児島県の遠隔離島地域の農用地というのがございまして、今のところはここだけが対象ということでございます。

今回は、この特認地域について府県から申請が来ておりまして、これについてご審議をいただきたいということでございます。

なお、特認に係る実施状況につきましては、この右側の下のところでございます21年度における特認に係る実施状況といたしまして、まず設定状況ですが、大阪府を除く46都道府県で設定しております。それで、面積といたしましては、66万4,000ヘクタールのうちの特認部分は5万1,000ヘクタールとなっております、1割弱となっております。

続きまして、この特認の審査検討につきまして説明させていただきます。

2ページの中ほどのところをごらんください。

特認地域及び特認基準に係る審査検討についてというところの括弧でございます。このところを読ませていただきますと、都道府県知事は、特認地域及び特認基準の設定・変更にあたっては、農村振興局長が別に定めるガイドラインを参考にして、次のア又はイに掲げるデータを中立的な第三者機関に提出し、審査検討を行うものとされております。今回は、このイのほうだけでございまして、8法地域外については自然的・経済的・社会条件が悪い地域で、かつ農業生産条件の不利性があることを示すデータとなっております。なお、ガイドラインに定める基準の範囲内であるときは、不利性を示すデータを添付する必要はございません。

このように、各都道府県の第三者機関で審査をいただいております、これを踏まえて都道府県から国に協議という形で出してくております。国につきましても、第三者機関の意見を聞きまして、必要があれば都道府県とこれを調整を行うということになっております。

それで、あとこの下のところ、国が定めている特認地域のガイドラインというものでございます。これはあくまで参考として国がつくっているものでして、県はこれを見ながら、また県独自でつくるものがございます。これはa、b、cとございまして、例えば8法地域に地理的に接する農用地であるとか農林統計上の中山間地域、旧市町村単位であるとか、あとは若干要件がついたものなどがございます。それから、このa、b、cを満たした中で、なおかつ農用地の要件でございまして、次の3ページのところの右側をごらんいただきたいのですが、先ほどの要件の地域の中で、なおかつこの農用地の要件がございまして、傾斜の農用地とか小区画・不整形の田とかございまして、オのところ、さらに特認があれば、そういう知事が定める特認基準農用地というようなものがございます。

このような形で特認制度というものがなっております、それに基づいて、1ページの

ほうに戻っていただきまして、今回申請が上がってきております特認の追加・変更の状況でございます。

左側の2のところをごらんください。今回、3期対策の開始に当たりまして、13府県から追加・変更の申請が来ているところでございます。その13府県の申請の内容を分類したものが、この(2)でございまして、追加・変更に係る理由につきまして大きく3つに分かれております。1つ目でございますが、農林統計に用いる地域類型区分の見直しに伴いまして、制度の対象地域から除外となる地域において継続的に実施するとなっております。これは具体的に申しますと、平成20年にこの地域類型区分というものを見直したしまして、これまでは中山間地域となっていたものが若干外れるものが出てきております。その場合、これまでですと中山間地域として対象ということになっていたのですが、そこから外れてしまう。また、それと別に都道府県のほうで独自に基準をつくっていたのですが、5年間にこの基準を外れてしまうというところがございます。ただ、そういった地域につきましても、依然としてやはり条件不利地域であるということですので、県のほうでこれについては対象とする必要があると判断した場合、引き続きそこが適用されるように追加・変更をしてきたものでございます。

次に2点目でございます。これは過疎法の改正とか農林統計に用いる地域類型区分の見直しに伴いまして不要になった特認基準の削除というものでございます。これは具体的には、例えばこれまでは県独自の基準として、その集落を対象としてきたものが、今回この地域類型区分の見直しに伴いまして中山間地に入る場合、あえて独自の基準を設ける必要がないということで削除するものでございます。

3点目は、国のガイドラインの形式に準じた規定ぶりへの技術的な変更というものでございまして、これは先ほど申しました国のガイドラインに沿った形で見直したというものであります。例えば小区画・不整形な田を入れるとか、市町村ごとに農用地区域の5%というような枠を設けていたものを外すことによって、国のガイドラインに沿った形に整理したものでございます。

なお、(3)にございますが、追加・変更を行わない都道府県については、前対策で設定している特認基準をそのまま維持するということになっております。これについては参考資料2でほかの都道府県について入れているところでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

各府県の具体的な内容につきまして、この3のところに載せております。これは、国

のガイドラインとの比較でどうなっているかということ进行分析しております。

まず のところでございますが、国のガイドラインに基づくもの。完全に同じでないにしても、国のガイドラインに沿ったものというものも含んでおりますが、宮城県と佐賀県につきましては、これは独自基準を廃止するという形で国のガイドラインに沿ったものということでございます。

(イ)の千葉県につきましては、ガイドラインの a、これは 8 法の指定地域に隣接するものでございますが、この基準を追加しております。それから、岡山県はガイドラインの c の基準を削除しております。これは、ここに該当する地域がなくなったために、ここの部分を削ったということでございます。

それから、次に、国のガイドラインに基づかないものとしまして 7 県でございます。まず茨城県でございますが、前対策で設定した独自基準につきまして、直近のデータに基づきまして指標を変更したということでございます。これは、例えば農林業従事者割合を今まで 20% 以上としていたものを 15% 以上にするなどの内容の変更でございます。

次に群馬県でございますが、これは国のガイドラインの a 及び c に準じた独自基準というものを變更しております。これは地域振興立法地域に接する農用地で農業従事者割合が県平均以上というものに変更するとか、あとガイドラインの b の中山間地域というものを入れるという変更でございます。

それから、長野県でございますが、これは独自基準といたしまして、農業従事者高齢化率が県平均以上というもの、なおかつ前期対策から集落協定が取り組む農用地というものを基準として追加したと。それからあと、地域区分としまして新市町村単位だったものが新または旧市町村単位という形で柔軟に対処できるように変更したというものでございます。

それから、(エ)の静岡県でございます。これは前対策の実施地域に限定いたしまして、ガイドライン c に準ずるような基準、耕作放棄地率が県平均以上であるとか、そういうところについては引き続き対象とするという基準を設けております。

それから、(オ)兵庫県でございますが、これは前対策において特認基準により対象となっていた地域のうち、共同取組活動への充当実績が 90% 以上の地域に限り引き続き対象とするという独自の基準を追加しております。

それから、(カ)広島県、これはガイドライン a 及び b に準じた独自基準をつくってございまして、中山間地域等と一体的に協定締結を行うことにより保全が図れる農用地という

ものを追加しております。

それから最後、熊本県でございますが、ガイドライン c に準じた独自の基準、前対策で特認地域に指定されていた地域を追加しております。

続きまして、次のページをおめくりください。特認基準に係る内容でございます。

国のガイドラインに基づくものとしまして滋賀県と京都府がございまして、滋賀県のほうはガイドライン d のイ及びエ、自然条件により小区画・不整形な田や高齢化率・耕作放棄地率が高い農地というものを今回自分の県の対象として入れております。それから、京都府でございますが、これは市町村ごとに対象農用地の 5 % という形で枠をはめておりましたが、これについての規定を削除しまして国に準ずる形にしております。なお、国のガイドラインに基づかない、この特認基準に係る内容についてはございません。

なお、4 ページ以降につきましては、各県の基準につきまして新旧対照表の形でお示ししております。

それから、別冊になりますが、資料 3 - 2 は各県からの申請をそのまままとめております。

いずれにいたしましても、これら各府県の申請内容につきましては、国のガイドラインの範囲内、もしくはそうでなくても各県の地域性に基づきまして条件不利性を示すものとして申請してきたものでございまして、地域の実態に応じた基準を定めるという趣旨から考えると、事務局としては大きな問題はないのではないかと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

高橋委員長 ありがとうございます。

それでは、最初に、今の説明を踏まえまして何かご質問、ご意見ございましたら、先に承っておきたいと思っております。どなたからでも結構ですが。

守友委員 質問というより感想なのですが、事前にこの資料を送っていただいたので読ませていただいたら、ちょっと心配だったのは、廃止とか削除というところがありました。廃止とか削除というと、この制度のうちなるべく広く適用させようとしたのが小さくなるのではないかとこの中でちょっと心配したのですが、読んでみたのと今のご説明で、基本的には国の基準に合わせるとか、それから統計のとり方などが変わって、今まで特認で認めていたのだけれども、正規のほうというか、8 法のほうできちんと入るといふ、こういうことであるので、各県のところで適用する条件を狭めたというところは特になく、国の基準に合わせた、もしくは実態に合わない部分を削除した、こういう理解による

しゅうございますね。

中山間整備推進室長 基本的には、おっしゃるように実態に応じて引き続きできるように基準を見直したというものかと思います。狭めるというよりも、今まで対象にしていたものが何らかの形で入らなくなったものの、状況としては以前と変わらず条件不利であるというところについて引き続き対象としなければならない。もしくは、先ほどおっしゃられたように、もう中に入っているので、それに合わせた基準は不要であるという見直しがほとんどかと思っております。

守友委員 要するに、各県から上がってきた 県によっていろいろ事情は違うのですが、各県の考え方とすれば、基本的にこの制度はいい制度だから、なるべく適用させようという、この基本線については変わらない。ただ、いろいろ枠組みが変化したので条文上書き直したという、こういうことでよろしゅうございますね。

高橋委員長 ほかにはいかがでしょうか。従前からの大きな変更は、特に実質的な変更は特にないというふうに伺っていいかと思いますが、いかがでしょうか。この議題の(3)につきましては、第三者委員会での承認ということが求められているようでございますので、どうぞ慎重にといいますが、忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思います。

市田委員 今資料の3-2を見つつご説明を聞いていたのですが、たとえば広島県(正しくは静岡県)の特認事項の変更は、基本的に現在対象となっている地区との続きで直接支払を実施することによって、より効果の上がる地区というようなご説明が先ほどあったのですが、この詳しい地図でいうとどのように説明できるのでしょうか。

高橋委員長 具体的に何ページ。下のほうにページ数……。

市田委員 37ページがデータで、その後から地図が4枚ぐらい続いているのですね。

高橋委員長 かなり細かい地図ですね。これは静岡ですね。

市田委員 すみません。静岡県でした。

高橋委員長 凡例がページによって違いますね、同じ緑で。

市田委員 そうですね。

高橋委員長 わかりますか。

中山間整備推進室長 静岡県の38ページの地図でございますが、ここのところにつきましては、除外理由といたしまして、この集落協定と異なる場所で大規模な農地造成の事業が行われました。その結果、傾斜度の要件が減ったため、そのまま置いておくと対象の地域外になるというものでございます。ただ、そのオレンジのところの中山間の対象農用

地につきましては、引き続き傾斜がきついわけでございまして、ここの状況は変わらないということですので、やはり県としては引き続き対象とする必要があるということから要件を定めたというもので、別のところの地域で工事が行われていて、その結果、全体として見ると条件不利性が緩和されたのですが、集落ごとに見ると依然として残っているという感じでございます。

高橋委員長 ほかはいかがでしょうか。

藤山委員 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地というのが、「諸刃のやいば」だなという感じもします。例えば、仮にほぼ同じ8法地以外の農用地があって隣接していて、一つは非常に頑張って次世代も入れて耕作放棄地を出していない。その隣はそういうものを余りやっていなかったもので、今の現時点での瞬間風速としては、それはたまたま高いという場合もあり得ると思います。後者のほうには認められるのだけれども、前者の頑張ったところは認められないという場合が、一応あり得るということなのですよ。ただ、さしずめ、この耕作放棄をとにかく少なくしようというのであれば、これは有効な対策になり得る。その辺で言うと、私、前回から出ていないのでいろいろな議論があったかと思うのですが、今みたいな場合についてどのように今まで整理されてきたのかなというのをちょっとお聞かせいただければありがたいかなと思います。

中山間整備推進室長 私もすべて経緯を存じているわけではありませんが、先生が今おっしゃられたような、確かに頑張っているところが入らずに、そのまま状況が悪くなるところが入るといった問題は確かにあるのかなということはあると思います。ただ、この制度、制定当初から言われておりますのは、やはり一般の国民から見てばらまきと言われないうために、きちんと透明性のある一定の客観的な基準として、ここは明らかに条件不利であって、ここについては交付対象とすることによって耕作放棄地を防がなければならないというところは非常に重視してきたところでございます。ただ一方、数字でなかなか明らかにならないところというのはございまして、今の制度といたしましては、やはり外から見てきちんと条件不利であるということがわかるという観点を重視いたしまして、それでこのような基準ということになっているのではないかなと思っております。

高橋委員長 よろしいですか。

藤山委員 ですから、実態として、とにかく耕作放棄をまず退治しようじゃないけれども、そういうものも重きを置いて判断してきたという解釈でいいのですかね。

高橋委員長 機械的に耕作放棄地率があるパーセントよりも上だから対象になる、頑張

って減ったらならんと、そういう機械的なことにはならないようにということかと思いません。

ほかにはいかがでしょうか。頑張っただけ減ったら、それをさらにプラスしてやらんと、本当はご褒美でやらんといかんわけですが、いかがでしょうか、ほかには。

守友委員 感想なのですけれども、以前に1期、2期、3期とやっていて、1期のときに頑張っただけ放棄地を解消したと。そうしたら、2期になったら放棄地解消の上乗せ加算が出てきたと、おれたちはせっかくやってきたが、あれは何だったのだろうという素朴な感想が出たところもあるのですね。同じ問題かと思うのですけれども、私、きょうの枠組みでは、現時点でどのように放棄地率を減らすかというところで県から上がってきたところは、やはり尊重したほうがいいのではないかと考えて、特にこのガイドラインが、ここに出してくることが国でいっていることと極端に違いがなければ認めていいのではないかと。ただ同時に、今、藤山委員がおっしゃったようなことは現場では常にありますよね。そのところをかなり注意して見ていないと、国民の目から見たいいのですかという事例が出るかもしれない危険性。その辺は注意するという、この辺をちょっと皆さんで確認しておけばいいのではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

高橋委員長 適用に当たっては、この趣旨を尊重するということでご配慮いただければいいかと思えます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、特にほかにご意見がないようでしたら、今回の13府県から協議のありました特認基準の追加または変更につきましてはご承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。では、承認させていただきます。本件に関しましてはご承認いただけたということにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

以上で予定された議題は終わりましたが、あと事務局のほうから何かご連絡、説明等がございましたらお願いいたします。

課長補佐 ただいまご承認いただきました特認基準の改定につきましては、早速必要な事務手続を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

高橋委員長 それでは、議題に関係ないところで、せっかくの会合でございますので、何かそれに関連して委員の先生方からご発言がございましたらお願いいたします。

本日初めての方、私もそうなのですが、ニューフェースとして山本委員、何かご感想で

も結構ですが。

山本委員 正直なところ、きょうは聞いているのが精いっぱいでした。

高橋委員長 特によろしいでしょうか。何かご質問なりご意見ございますか。よろしいでしょうか。

あとの先生方、特にもうよろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。ご発言がないようですので、本日用意しました議題は、これですべて終わりにさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。これで委員会は終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

事務局のほう、それではお願いいたします。

課長補佐 大変貴重なご意見、ご審議をいただきましてありがとうございました。本日の議事録の公開につきましては、各委員のご承認をいただく必要がございますので、ご発言の内容等につきまして改めて確認のご連絡をさせていただきたいと考えております。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後5時08分 閉会